

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

肥料取締法(昭和25年法律第127号)の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 肥料取締法の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表第1関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは<u>第2項</u>、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2から18まで 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは<u>第3項</u>、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2から18まで 省略</p> <p>以下省略</p>